

地域医療支援病院の実績状況について

資料 4

1 改正内容（平成 26 年度提出（25 年度分）実績報告書から適用）

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号）により、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号）が改正され、地域医療支援病院承認要件が見直された。

(1) 数値基準

要件	改正後	改正前
紹介率及び逆紹介率 ①②③のいずれかに該当	①紹介率 80%以上	紹介率 80%を上回る
	②紹介率 65%以上、かつ、逆紹介率 40%以上	紹介率 60%を上回り、かつ、逆紹介率 30%を上回る
	③紹介率 50%以上、かつ、逆紹介率 70%以上	紹介率 40%を上回り、かつ、逆紹介率 60%を上回る
救急医療提供実績 ①②のいずれかに該当	① 2 次医療圏人口に占める搬送患者数の割合 2%以上	(新規)
	②搬送患者数 1,000 以上	(新規)
地域医療者向け研修会	年 12 回以上主催	(新規)

(2) 追加された要件

- ・病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。
- ・病院の機能に関する第三者による評価を受けること。
- ・退院調整部門を設置すること。
- ・地域連携クリティカルパスを策定し、地域の医療機関に普及させること。
- ・当該病院が果たしている役割を地域住民に情報発信すること。

2 要件適格判定

(1) 判定適用の考え方

・承認要件を満たしていない場合には、当該施設は、「地域医療支援病院の承認要件」をその後 2 年の間に充足するための年次計画を策定し、当該期間経過後も、満たされない場合には、医療審議会の意見を聞いたうえで、承認の取り消しの取扱いを決定する。

(2) 平成 27 年度提出（26 年度分）実績報告

・17 病院から医療法第 12 条の 2 第 1 項に基づき実績報告書が提出されたが、次の 2 施設が、26 年度提出（25 年度分）実績報告に引き続き、承認要件の一つを満たさなかった。

施設名（承認日）	適格判定	紹介率	逆紹介率
一宮市立市民病院（H24.9.24）	要件③ 不適格	60.8%	68.8%
名古屋市立東部医療センター（H25.3.27）	要件③ 不適格	46.8%	85.0%

2 施設は、昨年度に年次計画を策定し、承認要件達成に向け取り組んでおり、27 年度実績においては達成見込（1 月現在）。

3 一宮市立市民病院の取り組み

(1) 目標要件

要件	病院目標（平成 27 年度）	現状（平成 28 年 1 月現在）
紹介率 50%以上かつ 逆紹介率 70%以上	紹介率 62% 逆紹介率 70%	紹介率 60.5% 逆紹介率 84.9%

(2) 主な取組

- ・医療機関約 200 機関を訪問し、地域医療連携推進に向け、顔の見える連携を実践。
- ・紹介を受けて当院を受診した患者についての受診結果を、漏れなく紹介元の医療機関に報告を行うようにチェック体制を強化して、運用を改善した。
- ・地域医療連携室、救急外来、循環器センターの直通の電話番号を新たに設け、各部署で電話を直接受け付ける体制にして、地域の医療機関の利便性の向上を図った。
- ・医療機関から紹介された患者の診察受付は平日のみであったが、土曜日午前中も受付するように改善し、より地域の医療機関からの紹介を受付できるように体制を整えた。
- ・事務職員が、各診療科のカンファレンスに参加して、診療情報提供料算定についての条件を詳細に説明し、漏れなく診療情報提供料が算定できるように周知し、地域の医療機関への逆紹介がきちんと行われるように院内の意識統一を進めた。

(3) 検証

- ・月 1 回の地域医療連携室運営委員会及び四半期毎の地域医療支援委員会に数値を報告し、対策の効果を検証。

4 名古屋市立東部医療センターの取り組み

(1) 目標要件

要件	病院目標（平成 27 年度）	現状（平成 28 年 1 月現在）
紹介率 50%以上かつ 逆紹介率 70%以上	紹介率 53% 逆紹介率 88%	紹介率 54.1% 逆紹介率 95.7%

(2) 主な取組

- ・年度当初に、総医局会、部長会、幹部会等で院内周知及び認識の共通化を実施。
- ・平成 27 年 3 月 30 日の新棟（救急・外来棟）の開棟並びに関係幹部（病院長、地域医療連携センター長等）の異動を踏まえ、地域医療機関への訪問活動を活発に実施。
- ・電子カルテシステムを用いて月 2 回程度、各診療科の紹介率・逆紹介率の実績状況等を情報開示し、診療科別の状況について院内での認識の共有を行った。
- ・地域医療連携センター職員（事務）を 1 名増員し、迅速化を図った。

(3) 検証

- ・月 1 回の幹部会及び部長会並びに四半期毎の地域医療支援病院運営委員会に数値を報告し、対策の効果を検証。